保険証について

国保係からの

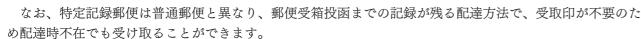


保険証

国民健康保険・後期高齢者医療の保険証は7月下旬に郵送します

現在お持ちの保険証は7月31日(水)までご使用できます

国民健康保険(国保)と後期高齢者医療の8月1日以降の保険証は「特定記録郵便」 にて、7月下旬にお送りします。



- ※期限の切れた古い保険証につきましては、ご自身で細かく裁断のうえ破棄してください。
- ※住民票の住所以外の送付先を希望される場合や、簡易書留郵便など他の受取方法を希望される場合は、お 手数ですが国保係までご連絡をお願いします。

7月に更新となる国保・後期高齢者医療関係の証

お持ちの証書の種類に合わせまして、更新方法のご確認をお願いします

check

国民健康保険(国保)の方

種類	対象者	更新方法
被保険者証	全員	7月下旬に郵送します。
限度額適用認定証	8月以降も必要な方	8月以降も引き続き必要な場合は、窓口にて 再度申請が 必要です。7月25日(木)から受付します(持ち物:保険 証、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード)。
特定疾病療養受療証	透析治療中の方など	7月下旬に郵送します。
学生用の保険証	現在お持ちの方	現在お持ちの保険証は、令和7年3月31日(月)までお 使いいただけますので送付しません。資格情報の更新は 来年3月に役場窓口にてお願いします。

check

13

後期高齢者医療の方(75歳以上の方、または一定以上の障がいのある65歳以上の方)

種類	対象者	更新方法
被保険者証	全員	 7月下旬に郵送します。
限度額適用認定証	現在お持ちの方	7 月 円に野込しまり。

津別町振興公社損益計算書

令和5年4月1日~令和6年3月31日

収入の部				
清掃管理事業収入	156,470			
グレステンスキー事業収入	764			
事業外収入	139			
特別利益	2,658			
収入合計	160,031			
支出の部				
清掃管理事業原価	127,327			
グレステンスキー事業原価	528			
一般管理費	31,425			
特別損失	500			
支出合計	159,780			
税引前当期利益	251			
法人税充当額	206			
当期利益	45			

公園管理業務 今年度から たト することができました。良好な状態で芝生を維持 害が発生しました。 指定管理者事業のグ ゴ 一幼 9月·10月(土·日 ま 一部が枯れてよります。一場の一部によっ ル 営業日数23日で雪 フ 火場につ ズン前に らは ニング施設と 本格: つ 度は コ 営業を ガネ 的 曜日 て 芝生 ラ ν は、 は、 でき、安でき、安でき、安でき、安でき、安でき、安でき、安では、昨年度に引続き、一つでき、安では、日本のでき、安でき、安でき、安でき、安でき、安でき、安でき、安でき、安でき、安では、日本のでき、安で

利用者

0 5

作

●補助額

事業の採択

その他

(昨年度3

3 2 8 6

 $\bar{\zeta}$

宿泊 6

帰

ŋ

利用者4

3

ムによ

5

まちづくり活動支援事業

なまちづくり活動を行う事業

補助対象経費の総額以内

年

9

と昨

受託業務

が終了

とな

月末を

to

掃業務は施設の

ハスター

ミナ

ル L の日

町一帯に

電が降

っ

うる被害が う社用車(

した。

ま

事業を行 初の計画どお

通り 務 1 6施設、 務 10

ま

施設 事業を行

は当

一初の計 \ \

公衆浴場管理業

を中心に キャンプ 津別につ の利用実績となりま ズン前 ブブーいて の森 は、 近年の キ

者数255 の団体利用

津別町人づくり・まちづくり活動支援事業 募集のお知らせ(令和6年度第2回)

することが

で

き

まし

町では、産業、福祉、芸術文化、スポーツ、コミュニティー活動などさまざまな分野で地域の活性化を図 ることを目的に、まちづくりのリーダー育成および町民の自主的なまちづくり活動を支援する「人づくり・ まちづくり活動支援事業」を行っています。事業に応募される方・団体は、下記の要領でお申し込みください。

-人づくり活動支援事業

●事業内容

町民が国内外で研修する事業

●補助額

補助対象経費の1/2以内 ※交付限度額:国内 8万円

国外20万円

単位:千円

季節職員の職員総数52人パート職員、臨時職員、行うにあたり常勤職員、

らの

業務を

人員体制で業務を行い



募集期間

7月10日(水)~8月9日(金)

審査会

8月下旬~9月上旬を予定(申請者と審査委員に よるプレゼンテーション形式)

応募書類

町ホームページからダウンロード、または企画係 14番窓口までお申し出ください。

●過去に申請した団体も別事業での申請が可能です。

町内の団体が既存の活動の拡充となる自主的

※交付限度額:100万円(下限額5万円)

役場住民企画課の審査を経て、町民で構成された

審査員による審査会を開催し、事業の採択を決定し

ます (採択の可否は後日文書にて通知します)。

- ●団体については、団体名義の口座が必要です。 (採択後に補助金を振り込むため)
- ●補助対象外経費でも審査委員会で認められたもの については対象経費となります。

問い合わせ先 国保係 9番窓口 **☎**77-8379

12

令和5年度

〈事業報告〉

津別 町振興

公社決算報告